

# 写

総第523号

千葉県特別職報酬等審議会会長 様

特別職の退職手当の額の改正について（諮問）

知事、副知事及び出納長の退職手当の額について、千葉県特別職報酬等審議会条例第3条第2項の規定により下記のとおり諮問します。

平成18年11月22日

千葉県知事 堂本 暁子

記

- 1 最近の社会経済情勢を踏まえ、特別職の退職手当が、県民のより一層の理解と納得を得られるものであるためには、手当額の改定が必要であると考えられるが、この改定の適否
- 2 改定する必要があるとされた場合は、適当と認められる水準及び算定方法